

岩内町指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第83条、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定に基づき、地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は第1号事業を担当する者（以下「サービス事業者」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付並びに第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めることにより、事業所の質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、サービス事業者の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に関し不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを基本方針とする。

(監査対象事業者の選定基準)

第3条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センター等に寄せられた苦情
- (3) 国保連及び保険者からの通報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (6) 実地指導において確認した情報

(監査方法等)

第4条 町長は、監査対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した文書を当該サービス事業者へ通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知、又は口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

- (1) 監査の根拠規定及び目的

- (2) 監査の日時及び場所
 - (3) 監査担当者の所属、職名及び氏名
 - (4) サービス事業者の出席者
 - (5) 準備すべき書類等
- 2 監査に当たっては、監査対象となる事業者の開設者又はこれに代わる者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。
- 3 監査は2名以上の職員により行うものとする。ただし、町長が理由があると認めるときは、この限りではない。

(監査後の措置)

第5条 町長は、監査終了後、指定地域密着型サービス事業者等監査調書（様式第1号）を作成するとともに、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該サービス事業者に指定地域密着型サービス事業者等監査結果通知書（様式第2号）によりその旨を通知し、結果通知後から原則30日以内に、改善状況報告書（岩内町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱様式第2号）により改善状況の報告を求めるものとする。

2 町長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合においては、法第5章による措置を行う場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告 サービス事業者に指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、指定基準違反等に係る改善勧告書（様式第3号）により、基準を遵守すべきことを勧告することができる。勧告を受けた場合において当該サービス事業者は、期限内に勧告事項の改善状況について、文書により報告を行うものとする。また、当該サービス事業者が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

(2) 命令 勧告を受けた当該サービス事業者が正当な理由なく、前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、指定基準違反等に係る改善命令書（様式第4号）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令を受けた場合において、当該サービス事業者は、期限内に命令事項の改善状況について、文書により報告を行うものとする。なお、命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

(3) 指定の取消等 町長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各

号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、指定基準違反等に係る指定取消通知書（様式第5号）又は指定基準違反等に係る指定効力停止通知書（様式第6号）により、当該サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消等に至った経緯等を北海道知事に届け出るとともに、岩内町公告式条例（昭和30年岩内町条例第1号）の定めるところにより公示をするものとする。

- (4) 聴聞等 監査の結果、当該サービス事業者が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（返還金等の取扱い）

第6条 町長は、監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は著しい不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、国保連に連絡し、当該サービス事業者に支払うべき介護報酬からこれを控除するよう求めるものとする。ただし、これにより難しいときは、返還金を当該サービス事業者から直接町に返還するよう求めるものとする。

- 2 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者に対し、原則として、法第22条第3項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

（関係機関との連携等）

第7条 監査及び行政上の措置を行うに当たっては、必要に応じ、北海道、国保連等との連携を図るとともに、町が確認した当該サービス事業者に関する情報の提供を行うものとする。

（実施状況報告）

第8条 町長は、法第197条の規定に基づき、監査及び指定の取消等の行政処分に相当する事案が確認された場合、次の各号に掲げる事案の区分に応じ、当該各号に定める時期に厚生労働大臣又は北海道知事へ報告するものとする。

- (1) 指定の取消等 行政手続法で規定する聴聞又は弁明の機会の付与前
- (2) 勧告、命令等 監査結果通知前

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

指定地域密着型サービス事業者等監査調書

事業者名			
住所			
代表者 氏名		監査 日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
監査職員		事業者の出席職員	
職名	氏名	職名	氏名
確認事項			
指導事項			
事業者からの意見・要望等			
監査職員からの所見			
その他			

様式第2号（第5条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

指定地域密着型サービス事業者等監査結果通知書

このことについて、 年 月 日に監査を実施した結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項が認められたため、下記のとおり通知します。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに改善状況報告書（岩内町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱様式第2号）により、報告を求めます。

記

1 事業所名

2 改善事項

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

指定基準違反等に係る改善勧告書

このことについて、 年 月 日に監査を実施した結果、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく勧告を行う事由に該当する事項が認められましたので、下記のとおり通知します。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに、その改善状況について文書により報告してください。

なお、期限までに改善されなかったときは、法第5章の規定に基づき、その旨を公表し、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令した旨を公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

3 勧告事項

様式第4号（第5条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

指定基準違反等に係る改善命令書

このことについて、 年 月 日付岩保号で勧告したところ、正当な理由なく当該勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5章の規定に基づき下記のとおり勧告に係る措置をとるべきことを命じます。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに、その改善状況について文書により報告してください。

なお、期限までにこの命令に係る措置をとらなかったときは、法第5章の規定に基づき、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

1 事業所名

2 命令事項

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で岩内町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は岩内町長になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第5条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

指定基準違反等に係る指定取消通知書

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5章の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しますので、下記のとおり通知します。

記

1 事業所名

2 指定取消年月日

年 月 日

3 取消の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で岩内町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は岩内町長になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

指定基準違反等に係る指定効力停止通知書

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5章の規定に基づき、下記のとおり指定効力を停止しますので、下記のとおり通知します。

記

1 事業所名

2 効力停止年月日

年 月 日

3 効力を停止する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 停止の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で岩内町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は岩内町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。